

広島県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十七年六月十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十六年広島県選挙管理委員会告示第五十六号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十六年三月十日提出の「日本共産党広島県東部地区委員会」の平成二十五年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
日本共産党広島県東部地区委員会	寄附の内訳 個人からの寄附 湯藤 弘美 府中市 803,120 円 その他の寄附 5,896,753 円	寄附の内訳 個人からの寄附 湯藤 弘美 府中市 803,120 円 萩原 昌子 福山市 8,200 円 その他の寄附 5,888,553 円	平成二十七年五月二十九日